

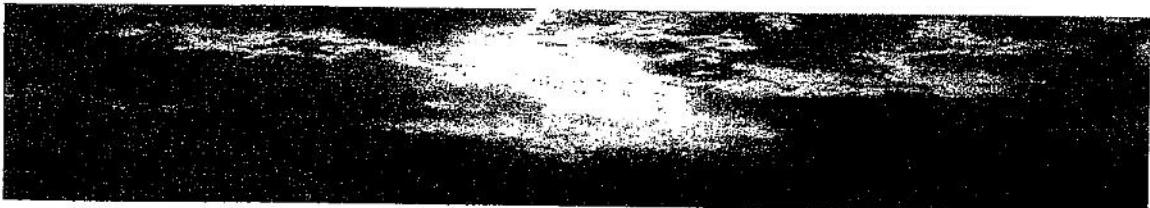
大東市・四條畷市消防広域化検討委員会報告書（案）

平成24年10月

大東市・四條畷市消防広域化検討委員会

## 目 次

はじめに	1
1 消防を取り巻く状況	2
(1) 人口の減少と高齢化の進行	
(2) 財政運営状況	
(3) 消防救急無線のデジタル化	
2 両市における消防の現状	4
(1) 消防力の現状	
(2) 消防活動状況	
3 両市における現状の課題	9
(1) 大東市の特に重要な課題	
(2) 四條畷市の特に重要な課題	
(3) 両市共通の重要な課題	
4 検討委員会検討事項	10
(1) 広域化の効果	
(2) 広域化の課題	
(3) 基本方針の検討	



## はじめに

近年、都市構造の変化により災害は大規模・複雑化し、市民の消防への期待は膨らむ一方である。しかしながら、少子高齢化は急速に進展し、国と地方の財政は危機的状況にあり、必要な消防力の充実強化を図るための予算を確保することは困難な状況にある。

このような中においても、市民の安全・安心を守るという消防責任を十分に果たし、質の高い住民サービスを提供していくためには、効率的な消防体制の確立が急務となっている。

このため、大阪府においても「大阪府消防広域化推進計画（平成 20 年 3 月大阪府策定、平成 23 年 6 月改定）」が定められ、府内を 4 つのブロックに分けてそれぞれ検討が行われたが、大東市と四條畷市が加わる東ブロックにおいては、広域化までには至らなかった。

しかし、この区域内において、市街地や山間部が一体化し、都市形態も類似している大東市と四條畷市における現状と課題を検証した上で、効果的かつ効率的な広域消防体制を構築することにより、両市における重要課題に対し大きな効果が期待できることから、平成 24 年 8 月 17 日「大東市・四條畷市消防広域化検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、消防の広域化について検討を開始した。

## 1 消防を取り巻く状況

### (1) 人口の減少と高齢化の進行

大東市と四條畷市の人口は、平成24年4月1日現在、183,636人（大東市126,366人）、（四條畷市57,270人）で平成20年4月1日より2,507人減少している。

また、高齢者の人口は増加の一途をたどると予想されている。

### ○ 両市の人口の動向

人口の推移（人）			高齢化率		
	大東市	四條畷市		大東市	四條畷市
H20	128,586	57,557	H20	18.2%	18.0%
H21	128,376	57,602	H21	19.2%	19.0%
H22	127,734	57,645	H22	19.9%	19.8%
H23	127,103	57,459	H23	20.5%	20.5%
H24	126,866	57,270	H24	21.3%	21.4%

・ 人口および高齢化率は、H20～H24の住民基本台帳および外国人登録による4月1日現在数

### (2) 財政運営状況

大東市は常備消防費決算額、常備消防費の割合（市決算総額に対する常備消防費決算額の割合）ともほぼ一定である。四條畷市は、常備消防費決算額、常備消防費の割合は減少している。

また、普通交付税の基準財政需要額における消防費は、両市ともほぼ一定で推移している。

しかし、今後は、消防通信指令施設の更新、はしご車等の特殊車両の更新および新規導入、さらには消防救急デジタル無線の整備や救急高度化等により、両市とも多額の財政負担を強いられることとなる。

### ○ 消防費の額および市決算総額における常備消防費の推移（千円）

年度	市決算総額	常備消防費 決算額	常備消防費 の割合	市民一人当たり の常備消防費
大東市				
H18	36,532,084	1,113,228	3.05%	8,607円
H19	38,690,126	1,111,096	2.87%	8,635円
H20	38,446,235	1,140,646	2.97%	8,871円
H21	41,691,209	1,034,123	2.48%	8,055円
H22	40,357,030	1,061,890	2.63%	8,313円

四條畷市				
H18	16,182,078	642,224	3.97%	11,199 円
H19	16,213,013	648,337	4.00%	11,270 円
H20	19,556,945	602,552	3.08%	10,469 円
H21	19,085,169	612,293	3.21%	10,630 円
H22	18,453,556	552,385	2.99%	9,583 円

・ 市決算総額は、総務省が所管する地方財政状況調査（普通会計）より。

#### ○ 基準財政需要額における消防費の推移（千円）

年度	大東市	四條畷市
H18	1,581,986	817,483
H19	1,558,085	801,381
H20	1,550,133	795,647
H21	1,536,260	811,789
H22	1,583,471	838,037

・ 基準財政需要額は、地方交付税算定台帳より。

#### (3) 消防救急無線のデジタル化

消防救急無線は、電波法関係審査基準および総務省告示により、平成 28 年 5 月 31 日までにデジタル波に移行しなければならない。

大阪府では、「消防救急無線のデジタル化に関する検討結果報告書」（平成 24 年 3 月大阪府下消防長会策定）を、府内の消防の広域化・共同化に係る全体計画に定め、整備を進めようとしている。

このデジタル化に伴い、両市とも多額の経費が必要となるが、広域化後の整備については設備の効率化等により経費の低廉化が期待できる。

#### ○ 消防救急無線デジタル化整備費（千円）

団体	整備費 ※1	財政支援			初期費用 ※2	実質負担額 ※3
		防災対策債	起債 充当率	交付税 算入率		
大東市	268,037	特に推進	90%	50%	26,804	147,420
四條畷市	317,800	特に推進	90%	50%	31,780	174,790
両市共同	378,536	特に推進	90%	50%	37,854	208,195

※1 整備費は「太阪府東プロック消防救急無線デジタル化基本設計」による。

※2 起債分を除いた金額（整備費×10%）

※3 整備費から交付税算入分を除いた金額（整備費×55%）

## 2 両市における消防の現状

### (1) 消防力の現状

#### ア 消防職員の配置

大東市は1本部1消防署2分署、実員116人（定数120人）、四條畷市は1本部1消防署1分署、実員69人（定数69人）の体制でそれぞれの市民に対して消防行政サービスを提供しているが、実際の消防職員数は消防学校教育や救急救命士教育派遣等のため、両消防本部とも常時2～5人減の状態で、両市とも現場活動に必要な人員確保に苦慮している状態にある。

また、各部隊の効率的な運用と安全管理を目的とした指揮隊の体制が不十分となっており強化する必要がある。

#### ○ 消防力の整備指針における署所数

団体	消防力の整備指針上の署所数	現在数	整備指針充足率
大東市	4	3	75%
四條畷市	2	2	100%
広域化後	5	5	100%

#### ○ 消防力の整備指針上の職員数および現有職員数とその充足率

団体	消防力の整備指針上の職員数（人）	現有職員数（人）	整備指針充足率
大東市	212	116	54.7%
四條畷市	114	69	60.5%

平成24年4月1日現在

#### イ 消防職員の資格および職員研修の派遣について

消防職員は、市民への消防行政サービス向上のため、常に知識の取得と技術の向上に努めなければならない。特に、新任消防職員を対象とした初任教育（6か月）と救急科（2か月）は、全消防職員必須となっている。また、特定行為である救急救命処置を施すことのできる救急救命士（7カ月半）は、資格取得後も気管挿管や薬剤投与、定期再教育等、より高度な救急技術の取得のため、計画的に常時派遣が必要となる。さらに、救助・予防・火災調査等、専門的知識と技術の習得のため、欠かすことのできない研修派遣がある。

これらの研修期間中に消防力が低下しないようにするため、研修派遣要員を確保する必要がある。

○ 主な教育概要

教育内容	初任教育	救急科	救急 救命士	気管挿管 研修	薬剤投与 追加講習	救助科
対象職員	新任消防 職員	新任消防 職員等	救急隊	救急救命士	救急救命士	救助隊員
教育期間	6か月	2か月	7か月半	2か月	2か月	1か月

ウ 車両、資機材等の状況

現状、消防力の整備指針に沿った車両や資機材等の配置を行っているが、今後の車両等の更新やはしご自動車のオーバーホールを計画的に実施する必要がある。

○ 消防車両の配置状況（台）

		消防ポンプ車	はしご車	化学車	救助工作車	救急車
大東市	隊数	3	1	1	1	3
	整備指針	7	1	1	1	5
	充足率	43%	100%	100%	100%	60%
四條畷市	隊数	2.5	0	0	1	1.5
	整備指針	5	1	0	1	2
	充足率	50%	0%	0%	100%	75%
二市単純合計	隊数	5.5	1	1	2	4.5
	整備指針	12	2	1	2	7
	充足率	46%	50%	100%	100%	64%
広域化後※	隊数	5	1	1	2	5
	整備指針	8	2	1	2	6
	充足率	63%	50%	100%	100%	83%

※ 四條畷市消防署田原分署の消防隊と救急隊を単独運用した場合

## (2) 消防活動状況

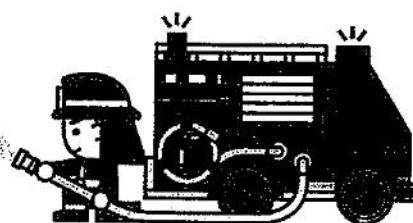
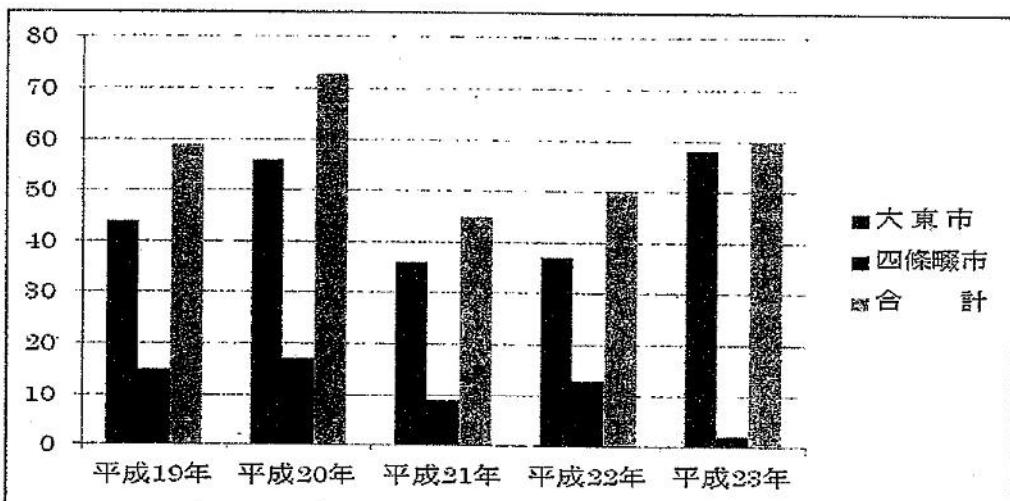
### ア 火災体制

大東市の火災発生件数は、平成21年に減少したものの、その後は増加に転じている。四條畷市の火災発生件数は、ほぼ横ばいとなっている。

消防ポンプ車は、消防力の整備指針では、大東市7台、四條畷市5台を必要としているが、現状は大東市3台、四條畷市2台または3台で対応し、必要に応じて非番員を招集する等により対応している。

#### ○ 過去5年間の火災件数

団体	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
大東市	44	56	36	37	58
四條畷市	15	17	9	13	2
合計	59	73	45	50	60



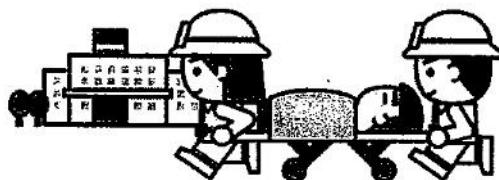
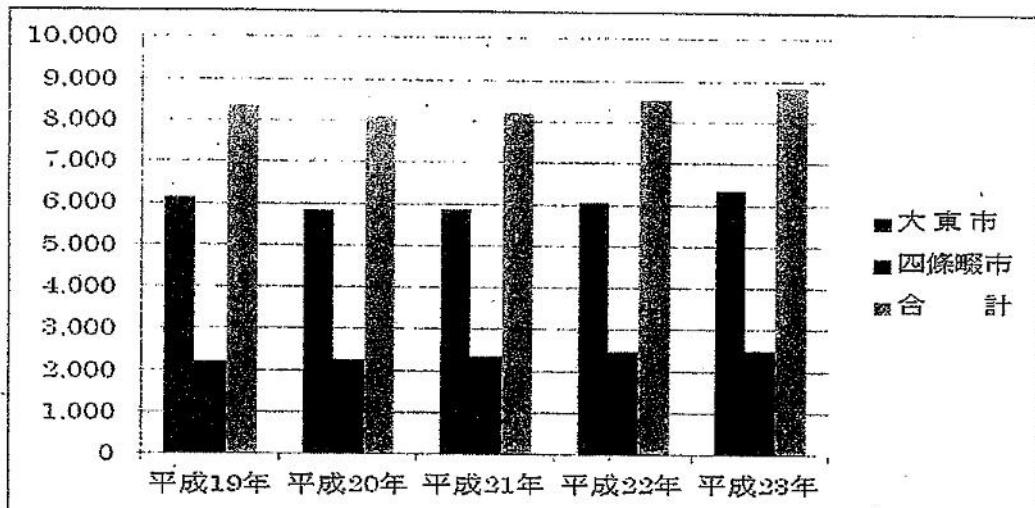
### イ 救急体制

大東市の救急件数は、平成20年に減少したものの、その後は増加に転じている。四條畷市の救急件数は、漸増傾向にある。

救急車は、両市ともに消防力の整備指針を下回っているため、消防署所管内で救急要請が重複した場合の迅速な出動体制を確保する必要がある。

○ 過去 5 年間の救急件数

団体	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
大東市	6,122	5,832	5,858	6,042	6,352
四條畷市	2,225	2,271	2,352	2,499	2,503
合 計	8,347	8,103	8,210	8,541	8,855



ウ 救助体制

大東市の救助件数は、平成 22 年に減少したものの、平成 23 年は増加に転じている。四條畷市の救助件数は、漸減傾向にある。

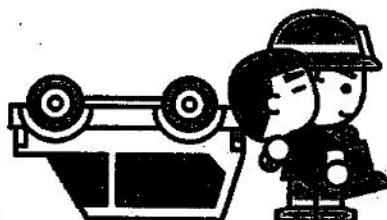
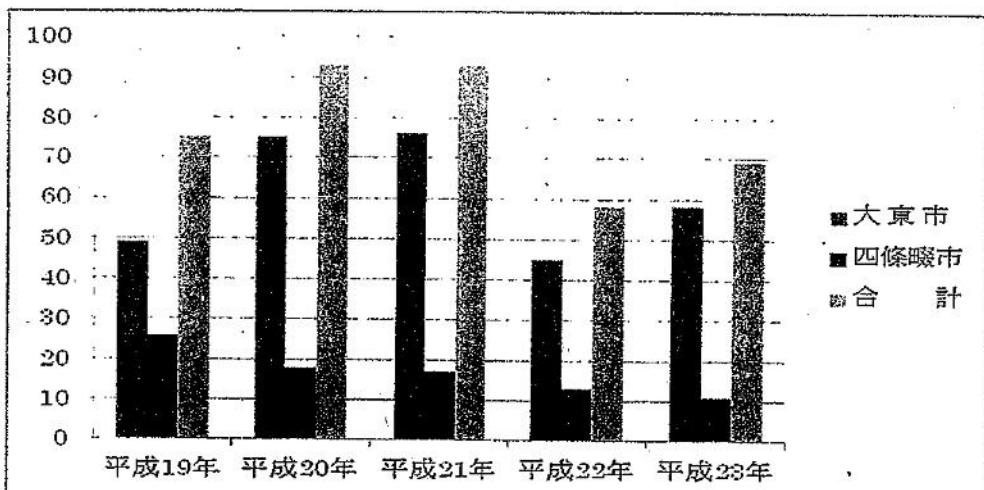
救助車両は、両市で救助工作車を 1 台ずつ配備し、消防力の整備指針では 100% 充足している。

しかし、大東市においては、はしご車運用時に専任隊員がいないため消防隊や救助隊を取り崩す等の対応をしており、また、四條畷市においては、消防隊と救助隊が乗換運用しており、はしご車は配備されていない。

今後、複雑多様化する救助事案に対応するためにも、専任の高度な救助隊の編成が必要である。

○ 過去 5 年間の救助件数

団体	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
大東市	49	75	76	45	58
四條畷市	26	18	17	13	11
合 計	75	93	93	58	69



工 予防体制

予防は、防火対象物等の安全確保を行う業務であり、両市の施設数は 4,661 施設である。この施設の許認可事務、査察事務、さらには一般住民への防火指導が十分実施できる人員配置および体制の整備が必要である。

○防火対象物等

団体	防火対象物数	危険物施設数	幼年（少年）消防クラブ数	女性防火クラブ数
大東市	3,081	209	1	14
四條畷市	1,296	75	3	3
合 計	4,377	284	4	17

・ 平成 24 年 4 月 1 日現在

### 3 両市における現状の課題

#### (1) 大東市の特に重要な課題

- ア 龍間地区および阪奈道路への災害対応
- イ 消防通信指令施設の更新（平成25年度）

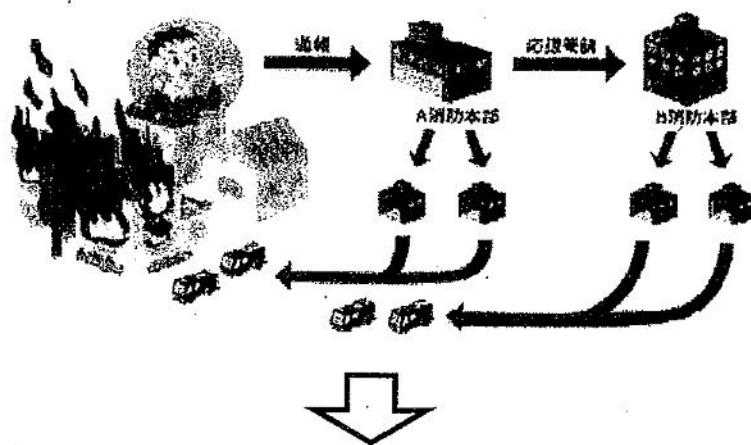
#### (2) 四條畷市の特に重要な課題

- ア 高層建築物への火災対応（はしご車運用）
- イ 田原地区での重複事案対応（現在は、消防車と救急車の乗換運用）

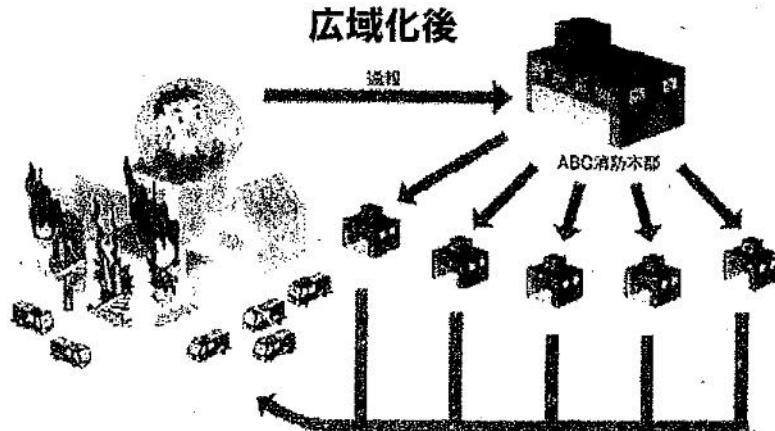
#### (3) 両市共通の重要な課題

- ア 救急事案幅轍への対応
- イ 消防通信指令施設の更新に多額の費用が必要
- ウ 消防救急無線のデジタル化整備に多額の費用が必要

広域化前



広域化後



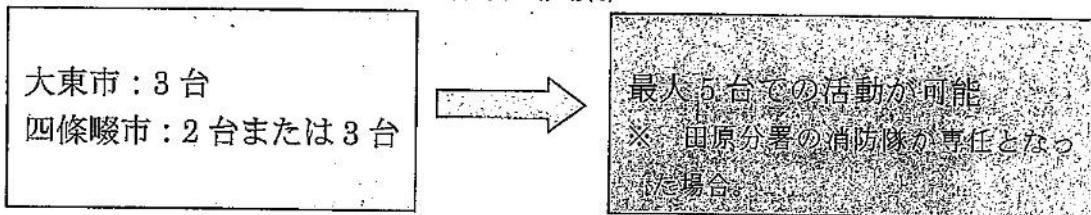
#### 4 検討委員会検討事項

##### (1) 広域化の効果

###### ア 消防力の強化

- 市境界付近における隣接消防署所からの同時出動が可能となり、初動部隊編成の増強が図れる。
- 応援手続きは不要となる。

##### ○ 火災時の消防ポンプ車の出動体制（試案）



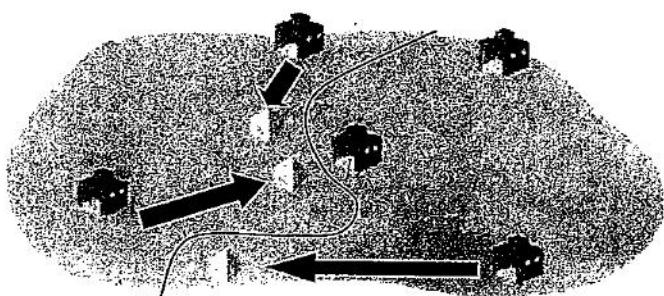
###### イ 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用

- 応援要請による出動では、組織が一本化されていないため指揮命令系統が複雑になるが、広域化により指揮命令系統の一元化が図られる。

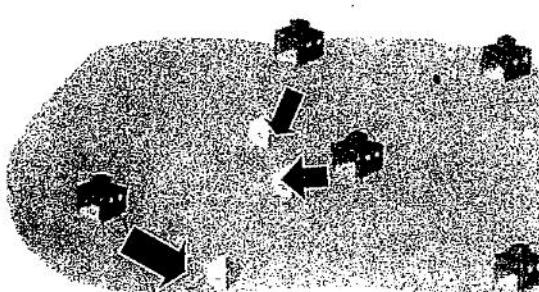
###### ウ 管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

- 市境界を越えて出場することが可能となるため、署所の管轄区域を見直すことができ、現場到着時間が短縮できる。また、災害が重複した場合にも、最も近隣の消防署所から出動することができる。

#### 広域化前



#### 広域化後



###### エ 本部機能統合による現場活動要員の増強（別添資料1参照）

例：① 四條畷市消防署田原分署の消防隊と救急隊をそれぞれ単独運用することにより、田原地区への消防力が増加するとともに、龍間地区および阪奈道路への早期対応が可能となる。

また、両市合計で救急車台数が5台となり、救急車の輻輳率が大幅に低下する。

## ○ 救急車輻輳確率

団体	人口 (万人)	救急隊数 (n)	救急件数 (平成 22 年)	直近隊が出動している 確率 (A)	全救急車が出動してい る確率 (B)	救急輻輳時間 (C)
大東市	12.7	3	6,042	23.0%	1.22%	106.87 時間
四條畷市	5.7	2	2,499	14.3%	2.04%	178.70 時間
合計	18.4	5	8,541	19.5%	0.03%	2.63 時間

- ・ 人口は平成 22 年 4 月 1 日
- ・ 直近隊が出動している確率 (%) は、

$$A = \frac{a}{b} \quad \text{で求めた。}$$

A : 直近隊が出動している確率 (%)  
a : 1 隊あたりの平均救急件数  
b : 8,760 (1 年間を時間に換算) (時間)

ただし、救急車の 1 件の出動時間は 1 時間とする。

- ・ 全救急車が出動している確率 (%) は、

$$B = A^n \quad \text{で求めた。}$$

B : 全救急車が出動している確率 (%)  
A : 直近隊が出動している確率 (%)  
n : 救急隊数

- ・ 救急輻輳時間 (時間) は、

$$C = b \times B \quad \text{で求めた。}$$

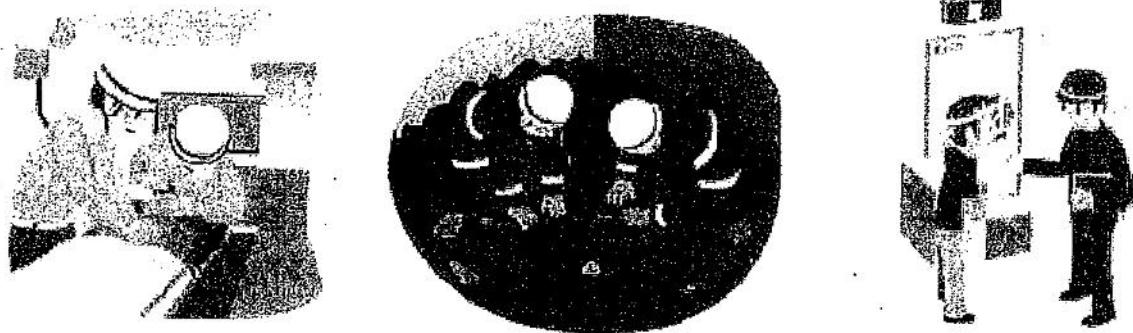
C : 救急輻輳時間 (時間)

② 両市の各隊を専任化することにより消防力が向上し、より安全で迅速な災害対応が可能となる。

③ 四條畷市内における高層建築物への、はしご車対応が可能となる。

## 才 各種業務の高度化および専門化

- ・ 救急救命士の効率的配置により、救急救命士運用隊の確保が容易になる。
- ・ 専従の予防課員となるため、予防査察および火災原因調査等の高度化が可能となり、予防体制の強化が図られる。
- ・ 救急救命士、予防技術資格者等の職員研修派遣が計画的に実施でき、職員の能力向上により、質の高い業務の提供が可能となる。
- ・ 大規模災害や特殊災害（テロ・B C 災害等）を想定した訓練および研修の実施が容易となり、消防技術の高度化が図られる。
- ・ 職員数増加による人事ローテーションの設定が容易になることにより、職員の職務意欲が向上し、組織の活性化が期待できる。



- 力 財政規模の拡大に伴う高度な施設および資機材の計画的な整備**
- ・ 消防通信指令施設や消防救急無線デジタル化整備および特殊消防資機材の重複投資が防止され、効率的な整備に結びつくことが期待できる。

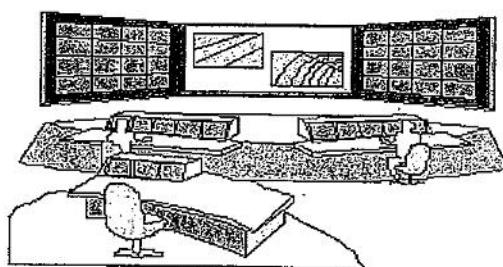
○ 消防通信指令施設整備費（千円）

団体	整備費 ※1	財政支援			初期費用 ※2	実質負担額 ※3
		防災対策債	起債 充当率	交付税 算入率		
大東市	350,000	単独整備	75%	30%	87,500	271,250
四條畷市	250,000	単独整備	75%	30%	62,500	193,750
両市共同	400,000	広域整備	90%	50%	40,000	220,000

※1 整備費は概算額

※2 起債分を除いた金額（整備費×25% or 整備費×10%）

※3 整備費から交付税算入分を除いた金額（整備費×77.5% or 整備費×55%）



**キ 防災体制の基盤の強化**

- ・ 災害時、広域化により増強された消防力を初期段階において大量投入することにより、防災体制の強化が期待される。

## (2) 広域化の課題

### ア 管理部門

- ・ 職員の身分、給与、福利厚生等の調整
- ・ 経費負担割合の調整
- ・ 事務組合運営方式、組合議会等の体制の検討
- ・ 財務、人事・給与システム、庁内ネットワークの構築および運用

### イ 消防部門

- ・ 消防通信指令施設の統合および運用
- ・ 本部組織の見直しおよび事務の統一
- ・ 署所の管轄区域の見直しおよび部隊運用等の統一
- ・ 市防災部局との連携方法
- ・ 市消防団との連携の確保および消防団に係る事務の方式
- ・ 消防協力団体等の運営についての調整
- ・ 消防本部の位置および名称

## (3) 基本方針の検討

### ア 広域化の方式

広域化の方式としては、「一部事務組合方式」と「事務委託方式」等があるが、両市の消防責任を果たす上で、事務委託による委託市は、管理責任を果たすことができなくなることや市議会および市民の意見が反映されにくくなること、また、市防災部局との連携体制が困難となる。

一方、一部事務組合方式は、管理部門に議会や財務、人事給与等の業務担当部門が必要となるが、両市が管理責任を果たすことができる。

このことから、一部事務組合方式が望ましい。

### イ 消防団や防災部局との連携の確保

消防団や防災部局と最も連携が図られ、市民の安全・安心を守ることができる最適な方式について検討する必要がある。

### ウ 広域化の経費負担割合

経費負担割合は、両市の常備消防費の比率をベースとし、均等割、人口割、基準財政需要額割等の方法により算定することによって、市民負担が可能な限り増加することなく広域化による住民サービスの向上を図ることをアウトラインとする。

## 工 広域化の開始時期

広域化によって消防力が向上することにより、大規模災害時や特殊災害時に、初動体制の強化、統一された指揮の下での効果的な部隊運用、管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮等が可能となる。また、少子高齢化等による救急需要の高まりに起因する救急車の払底状態の解消が期待できる。

財政面においては、小規模消防本部では負担となる高額な車両の整備・更新費用、また、消防通信指令施設等の導入費用等が財政規模拡大により計画的な整備が可能になることや、本部機能の一元化による効率化、重複投資の回避等によりトータルコストの削減につながり、行財政運営の効率化と基盤強化が図られる。

これらのことから、市民の安全・安心のさらなる強化を図り、幸せのまちづくりに資するため、広域化の効果を早期に提供することが必要であり、広域化については、平成26年4月1日までの実施が望ましい。



広域化後の運用モデルイメージ

資料 1

